

○長野県警察災害派遣隊の編成及び運用に関する訓令

平成24年11月20日
県警察本部訓令第10号

長野県警察災害派遣隊の編成及び運用に関する訓令を次のように定める。

長野県警察災害派遣隊の編成及び運用に関する訓令

長野県警察広域緊急援助隊の編成及び運用に関する訓令（平成7年長野県警察本部訓令第18号）
の全部を次のように改正する。

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 即応部隊（第3条—第9条）

第3章 一般部隊（第10条—第15条）

第4章 広報（第16条）

第5章 雑則（第17条—第19条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この訓令は、国内において大規模災害が発生し、又は正に発生しようとしている場合（以下「大規模災害発生時」という。）に、被災地又は被災が予想される地域（以下「被災地等」という。）において活動する部隊として、長野県警察災害派遣隊（以下「災害派遣隊」という。）を編成し、都道府県警察相互の広域的かつ迅速な援助により、災害警備活動を効果的に行うことを目的とする。

（災害派遣隊の構成及び任務）

第2条 災害派遣隊は、被災地等を管轄する都道府県警察（以下「被災地警察」という。）を管理する都道府県公安委員会からの援助の要求により派遣され、警察庁長官又は関東管区警察局長の調整に基づき、当該都道府県公安委員会の管理の下に活動する。

2 災害派遣隊は、次の各号に掲げる部隊により構成し、当該各号に定める活動を行う。

- (1) 即応部隊 大規模災害発生時に直ちに被災地等に派遣され、かつ、原則として派遣先の都道府県警察から宿泊所の手配、物資の調達等の支援を受けることなく活動する。
- (2) 一般部隊 大規模災害発生時から一定期間が経過した後に長期間にわたり派遣され、活動する。

3 災害派遣隊は、次に掲げる活動を任務とする。

- (1) 情報の収集及び連絡
- (2) 避難誘導
- (3) 救出救助
- (4) 検視、死体調査及び身元確認の支援

- (5) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第76条第1項の規定により都道府県公安委員会が指定する区域又は道路の区間（以下「緊急交通路」という。）の確保、緊急通行車両の先導、被災地等における活動に必要な交通の確保その他の被災地等における交通警察活動
- (6) 行方不明者等の搜索
- (7) 被災地における犯罪の抑止及び犯罪の検挙
- (8) 被災者等の支援
- (9) 災害派遣隊のための宿泊所の手配並びに物資の調達、管理及び搬送
- (10) 前各号に掲げるもののほか、派遣先の都道府県警察の長が特に指示する活動

第2章 即応部隊

（即応部隊の編成及び任務）

第3条 即応部隊は、次の各号に掲げる部隊をもって編成し、当該各号に定める活動を任務とする。

- (1) 広域緊急援助隊
 - ア 警備部隊 被災情報の収集及び連絡並びに被災者の避難誘導及び救出救助
 - イ 交通部隊 交通情報の収集及び連絡、緊急交通路の確保、緊急通行車両の先導、被災地等における活動に必要な交通の確保その他の被災地等における交通警察活動
 - ウ 刑事部隊 検視及び死体調査
- (2) 広域警察航空隊 警察用航空機による被災情報の収集及び連絡、被災者の救出救助、救援物資の輸送等
- (3) 緊急災害警備隊 被災者の救出救助、行方不明者等の搜索、避難所、遺体安置所等の警戒警備その他の被災地等における警備警察活動並びに無人となった集落等における警戒及び警ら、被災地等における検問等の犯罪の抑止を目的とした活動その他の派遣先の都道府県警察の長が指示する活動

（即応部隊員の指定及び編成）

第4条 即応部隊員は、長野県警察職員から指定し、広域緊急援助隊等に帯同する機動警察通信隊の隊員（以下「機動警察通信隊員」という。）は、関東管区警察局長長野県情報通信部職員から指定する。

2 即応部隊員及び機動警察通信隊員の指定及び編成については、次の各号に掲げる部隊に応じ、当該各号に定めるとおりとする。この場合において、各級指揮官となる幹部隊員については、人格識見に優れ、指揮能力の優れた者を充てるよう留意するものとする。また、各隊員について、持病の有無等の被災地等における活動に際する健康へのリスクに十分配慮するものとする。

- (1) 広域緊急援助隊
 - ア 警備部隊 機動隊又は管区機動隊の隊員の中から長野県警察本部長（以下「本部長」という。）が指定した者とし、編成は別表第1のとおりとする。ただし、部隊に帯同する機動警察通信隊員は関東管区警察局長長野県情報通信部長（以下「情報通信部長」という。）が別に指定する。
 - イ 交通部隊 原則として、交通機動隊又は高速道路交通警察隊の隊員の中から本部長が指定した者とし、編成は別表第2のとおりとする。ただし、部隊に帯同する機動警察通信隊員は情報通信部長が別に指定する。
 - ウ 刑事部隊 検視官等の死体取扱業務についての必要な知識及び技能を有する警察官並びに被害者支援に関する知識及び経験を有する警察職員の中から本部長が指定した者と

し、編成は別表第3のとおりとする。この場合において、機動警察通信隊員の帯同を必要とするときは、刑事部長と情報通信部長との間において速やかに協議し、情報通信部長が別に指定するものとする。

(2) 広域警察航空隊 航空隊員の中から本部長が指定した者とし、編成に当たっては、派遣の長期化及び航空機の不具合発生に伴う現地整備を考慮し、警察用航空機1機につき操縦士2人及び整備士2人以上の派遣並びに捜索救助等に従事する特務要員の帯同に努めるものとする。

(3) 緊急災害警備隊 管区機動隊員の中から、第1号アに規定する警備部隊の隊員として指定された者以外の隊員で、本部長が指定した者とし、編成は別表第4のとおりとする。この場合において、機動警察通信隊員の帯同を必要とするときは、警備部長と情報通信部長との間において速やかに協議し、情報通信部長が別に指定するものとする。

(即応部隊の具体的活動及び班編成)

第5条 広域緊急援助隊の各部隊の小隊ごとに、次の各号に掲げる部隊に応じ、当該各号に定める活動を行う班を置くものとする。

(1) 警備部隊

ア 先行情報班 部隊幹部を含めた先行情報班を編成する際は、救出救助班及び隊本部班に先行し、被災状況、道路状況等に係る情報その他の広域緊急援助隊の部隊活動に必要な情報の収集及び報告に当たるとともに、合同調整所等において関係機関と調整を行う。

イ 救出救助班 被災者の救出救助、避難誘導等に当たる。

ウ 隊本部班 食料、飲料水等の調達、管理及び配布、広報、被災地警察との連絡調整その他の当該小隊の災害警備活動全般に係る活動の支援に当たる。

(2) 交通部隊

ア 先行情報班 交通対策班及び管理班に先行し、緊急交通路として確保すべき道路及び被災地等において活動を行うための道路（イにおいて「緊急交通路等」という。）の被災状況等の情報収集及び報告に当たる。

イ 交通対策班 緊急交通路等の応急対策、交通規制とその担保措置及び緊急通行車両の先導等に当たる。

ウ 管理班 食料、飲料水等の調達、管理及び配布、最新の交通情報の収集、広報、被災地警察との連絡調整その他の当該小隊の災害交通対策活動全般に係る活動の支援に当たる。

(3) 刑事部隊

ア 死体取扱班 被災地における検視、死体調査等に当たる。

イ 遺族対応班 被災者の心情に配慮した上で、遺体安置所における遺族等への遺体の引渡しに当たるとともに、災害警部本部、被災者支援部隊（第10条第1号に規定する被災者支援部隊をいう。）等と連携した上、遺族等への安否情報の提供に当たる。

2 広域警察航空隊は、被災地等における目視による被災実態の把握、ヘリコプターテレビシステム及び実況アナウンスによる画像及び音声伝送、通信指令課等に対する情報伝達、救出救助に当たる部隊の輸送、被災者等の捜索救助、救援物資の輸送等の業務に従事するとともに、救援活動に対する効果的な支援に当たる。また、広域警察航空隊の拠点における特派機の受入れ調整、警察用航空機の運航統制・調整及び各機の活動状況の集約等の業務支援に当たる。

3 緊急災害警備隊は、大規模災害発生時の直後において被災地等に派遣され、被災地等における被災者の救出救助、行方不明者等の捜索、避難所、遺体安置所等の警戒警備その他警備警察活動及び被災地警察の長が特に指示する活動に当たる。

(即応部隊の派遣期間)

第6条 即応部隊の被災地等における1回の派遣期間(移動日は除く。)は、次の各号に掲げる部隊に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、被災地等の状況により、派遣期間が延長されることがある。

(1) 広域緊急援助隊

ア 警備部隊 発災初期はおおむね3日間を、それ以降はおおむね1週間をめどとする。

イ 交通部隊及び刑事部隊 おおむね1週間をめどとする。

(2) 広域警察航空隊 発災初期はおおむね3日間を、それ以降はおおむね1週間をめどとする。

(3) 緊急災害警備隊 数日間をめどとする。

(自活の原則)

第7条 即応部隊は、食料、飲料水等の補給等について、原則として被災地警察の支援を受けることなく、自らが行うものとする。

2 広域緊急援助隊(警備部隊に限る。)及び緊急災害警備隊は、現地指揮所及び宿泊所の設営について自ら行うものとする。

3 広域緊急援助隊(交通部隊に限る。)は、宿泊所の設営について自ら行うものとする。

4 広域警察航空隊は、派遣人員、活動、装備及び航空機の搭載能力を考慮しつつ、機体カバー等野外係留資機材を携行し、自活に努めるものとする。

(即応部隊の活動上の留意事項)

第8条 即応部隊は、活動を行うに当たり、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 装備資機材を最大限に活用するとともに、隊員相互の連携を強化するなどして受傷事故防止の徹底を図ること。

(2) 他の即応部隊の各隊間における連絡体制の確保に努めるなど、緊密な連携を図ること。

(3) 各隊の広報責任者は原則として警部以上の階級にあるものとし、取材対応等を含む広報の指揮を行うこと。

(4) 惨事ストレス、食中毒、熱中症、感染症等の健康問題を念頭に置き、部隊派遣を担当する部門と厚生課が緊密に連携し、健康状態等を踏まえた隊員の選定、派遣前の事前教養、派遣中における体調確認、適切な休憩時間の確保、派遣後の隊員の心身のケア等、隊員の健康管理に十分配慮すること。

2 広域緊急援助隊(警備部隊に限る。)は、救出救助活動に当たり、被災者等の心情に配慮するとともに、装備資機材を最大限に活用し、被災者の早期発見及び迅速かつ安全な救出救助に努めるものとする。

3 広域警察航空隊は、活動を行うに当たり、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 被災地警察への広域飛行に当たっては、航空機の性能、経路間の地形及び気象特性等を総合的に判断し適切な燃料管理を行うこと。

(2) 現地活動に当たっては、被災地警察等の警察航空隊との緊密な連携の下、航空関係法令その他の法令の厳正な遵守、飛行に関する基本的事項の徹底、地上部隊との連携強化等により、航空安全を確保すること。

(即応部隊に係る平素の措置)

第9条 本部長は、平素において、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 即応部隊の隊員及び欠員の補充要員に対し、専門的かつ実戦的な教養・訓練を計画的に実施し、隊員の士気及び練度の向上に努めるとともに、関係機関との合同訓練等を実施し、緊密な連携を図ること。
- (2) 即応部隊の装備資機材を常に良好な状態に管理しておくとともに、いかなる災害の発生に際しても、派遣される即応部隊が当該災害への対応に要する装備資機材を伴って迅速に被災地に赴くことができるよう、災害の態様に応じて必要となる装備資機材の整理・準備に努めること。
- (3) 大規模災害発生時に際して迅速に広域緊急援助隊、広域警察航空隊及び緊急災害警備隊を派遣できるよう、非常招集連絡網を常に整備するとともに、広域緊急援助隊隊員の事故等による欠員の補充要員をあらかじめ指定しておくこと。
- (4) 広域緊急援助隊、広域警察航空隊及び緊急災害警備隊の展開経路・移動手段、関係機関・団体との連携、装備資機材の携行、自活に必要な物資の確保、警察用航空機の機体整備及び燃料補給、広域飛行のための広域運用マニュアルの整備等、広域緊急援助隊、広域警察航空隊及び緊急災害警備隊の派遣に関して定めた計画を整備し、常に必要な見直しを加えること。
- (5) 大規模災害等発生時において、広域緊急援助隊等に帯同する機動警察通信隊員の迅速な出動を可能とするための連絡体制を確立するなど、関東管区警察局長野県情報通信部との緊密な連携を図ること。

第3章 一般部隊

(一般部隊の編成及び任務)

第10条 一般部隊は、次の各号に掲げる部隊をもって編成し、当該各号に定める活動を任務とする。

- (1) 特別警備部隊 行方不明者等の捜索、避難所、遺体安置所等の警戒警備その他の被災地等における警備警察活動及び派遣先の都道府県警察の長が特に指示する活動
- (2) 特別犯罪抑止部隊 被災地における犯罪の抑止を目的とした防犯カメラの設置等
- (3) 被災者支援部隊 避難所、仮設住宅その他の被災者が生活する施設（以下「避難所等」という。）の訪問による相談対応及び防犯指導（以下「相談対応等」という。）並びに行方不明者等相談情報の収集及び整理
- (4) 特別自動車警ら部隊 警ら用無線自動車による警戒、警ら等
- (5) 特別機動捜査部隊 捜査車両を用いた初動捜査等各種捜査活動
- (6) 身元確認支援部隊 死亡の蓋然性が高い行方不明者の家族等からの身元確認に資する情報及び資料の収集
- (7) 特別交通部隊 信号機の滅灯に伴う交通整理その他の被災地等における交通警察活動
- (8) 支援対策部隊 災害派遣隊が円滑に活動できるようにするための宿泊所の手配、被災地等への先導並びに食料、飲料水、装備資機材、車両、燃料等の物資の調達、管理及び搬送に関する活動

(一般部隊員の指定及び編成)

第11条 一般部隊員は、長野県警察職員から指定し、その指定及び編成については、次の各号に掲げる部隊に応じ、当該各号に定めるとおりとする。この場合において、各級指揮官となる幹部隊員については、人格識見に優れ、指揮能力の優れた者を充てるよう留意するものと

する。また、各隊員について、持病の有無等の被災地における活動に際する健康へのリスクに十分配慮するものとする。

- (1) 特別警備部隊 機動隊及び第二機動隊の中から本部長が指定した者とする。
- (2) 特別犯罪抑止部隊 生活安全部及び刑事部に属する警察官であって、防犯カメラの設置等に必要な知識及び技能を有する者の中から、本部長が指定した者とし、編成は別表第5のとおりとする。この場合において、防犯カメラの設置等のために使用する車両1台につき隊員2人として編成するものとする。
- (3) 被災者支援部隊 警務部及び生活安全部に属する警察職員の中から、本部長が指定した者とし、編成は別表第6のとおりとする。この場合において、避難所等の訪問のために使用する車両1台につき隊員2人以上として編成するものとする。ただし、行方不明者等相談情報の収集及び整理については、生活安全部に属する警察官の中から、本部長が指定した者が行うものとする。
- (4) 特別自動車警ら部隊 地域部に属する警察官の中から、本部長が指定した者とし、編成は別表第7のとおりとする。この場合において、警ら用無線自動車1台に対して隊員2人を原則として編成するものとする。ただし、必要に応じて、部隊の連絡調整等を担当とする特務班を編成するものとし、指揮官（地域部に属する警察官のうち、警部以上の階級にある者に限る。）及び隊員を指定するものとする。
- (5) 特別機動捜査部隊 刑事部に属する警察官の中から、本部長が指定した者とし、編成は別表第8のとおりとする。
- (6) 身元確認支援部隊 鑑識専務員を含めた刑事部を中心とした警察職員の中から、本部長が指定した者とし、編成は別表第9のとおりとし、派遣先及び派遣隊数は、被災規模等により調整する。
- (7) 特別交通部隊 交通部に属する警察官の中から、本部長が指定した者とし、編成は別表第10のとおりとする。
- (8) 支援対策部隊 警務部に属する警察職員の中から、本部長が指定した者とし、指定にあつてはおおむね3人とする。

（一般部隊の具体的活動）

第12条 特別警備部隊は、即応部隊に引き続き被災地等に派遣され、被災地等における行方不明者等の捜索、避難所、遺体安置所等の警戒警備及び他の一般部隊の役割とされていない活動並びに被災地警察の長が特に指示する活動を行う。

- 2 特別犯罪抑止部隊は、被災地における犯罪抑止を目的とした防犯カメラの設置等に係る活動を行う。
- 3 被災者支援部隊は、避難所等の訪問による相談対応等を行うほか、大規模災害発生時の状況により行方不明者等相談情報の収集及び整理を行う。
- 4 特別自動車警ら部隊は、被災地等において、警ら用無線自動車による警戒、警ら等の活動を行う。
- 5 特別機動捜査部隊は、被災地等において、捜査車両を用いたよう撃捜査、初動捜査等各種捜査活動を行う。
- 6 身元確認支援部隊は、遺体の身元確認に資するため、行方不明者の家族等から行方不明者に関する情報を詳細に聴取し、行方不明者本人に直接関係する指掌紋、DNA型、歯牙等に係る資料の収集及び親子鑑定的手法に活用するための血縁関係者からの資料の採取を行う

7 特別交通部隊は、被災地等における信号機の滅灯に伴う交通整理その他の交通警察に係る活動を行う。

8 支援対策部隊は、災害派遣隊が円滑に活動できるようにするための宿泊所の手配、被災地等への先導並びに食料、飲料水、装備資機材、車両、燃料等の物資の調達、管理及び搬送に関する活動又はその支援に係る事務を行う。

(一般部隊の派遣期間)

第13条 一般部隊の被災地等における1回の派遣期間は、次の各号に掲げる部隊に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、被災地等の状況により、派遣期間が延長されることがある。

- (1) 特別警備部隊、特別犯罪抑止部隊、被災者支援部隊及び特別自動車警ら部隊 おおむね10日間をめどとする。
- (2) 特別機動捜査部隊 おおむね8日間(2交替制勤務の場合、各班3当務)をめどとする。
- (3) 身元確認支援部隊 被害の状況を踏まえて必要な期間とする。
- (4) 特別交通部隊 おおむね2週間をめどとする。
- (5) 支援対策部隊 おおむね2週間とし、本部長は被災地警察の長等と協議して定める期間、順次交代要員を派遣するものとする。ただし、本部長は、被災地等の状況等を踏まえて必要と認めるときは、派遣1回当たりの期間を変更することができる。

(一般部隊の活動上の留意事項)

第14条 一般部隊は、活動を行うに当たり、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 装備資機材を最大限に活用するとともに、隊員相互の連携を強化するなどして、事故の防止の徹底を図ること。
 - (2) 他の一般部隊の各隊との間における連絡体制の確保に努めるなど、緊密な連携を図ること。
 - (3) 各隊の広報責任者は、原則として警部以上の階級にある者とし、取材対応等を含む広報の指揮を行うこと。
 - (4) 惨事ストレス、食中毒、熱中症、感染症等の健康問題を念頭に置き、部隊派遣を担当する部門と厚生課が緊密に連携し、健康状態等を踏まえた隊員の選定、派遣前の事前教養、派遣中における体調確認、適切な休憩時間の確保、派遣後の隊員の心身のケア等、隊員の健康管理に十分配慮すること。
- 2 特別犯罪抑止部隊は、被災地における犯罪の発生状況、現場のニーズ、防犯上の効果等を考慮した上で、避難所等のほか、避難により住民の多くが不在となる地域の街頭、被災地域の目抜き通り、商店街等を対象に、防犯カメラ設置の要否を判断するものとする。
- 3 被災者支援部隊は、相談対応等を実施するためには、避難所等の数、位置及び規模の情報を把握する必要があることから、当該情報の把握にあつては、都道府県、市区町村等と緊密な連携を図るとともに、相談対応等の実施に当たっては、被災者の心情に配慮した親身な相談対応の実施に留意し、被災者の安心感の醸成に努めるものとする。
- 4 特別自動車警ら部隊は、被災地等の状況を踏まえて、警ら用無線自動車の機動力及び制服による警戒力を最大限に活用して、警戒及び警ら活動を強化し、違法行為の発生の抑止に努めるものとする。

5 特別機動捜査部隊は、被災地警察の取締機能を回復し、及び維持するため、被災地警察の機動捜査隊（機動捜査を主管する所属をいう。）及び活動地域を管轄する警察署等と緊密に連携し、積極的な検挙活動を推進するものとする。

6 身元確認支援部隊は、活動を行うに当たり、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 被災地等に派遣された際は、被災地警察の警察本部刑事部鑑識課長の指揮の下、活動を行うこと。

(2) 行方不明者の家族等に対し、その心情に配慮した上で、同部隊の活動の趣旨及び必要性について十分な説明を行い、理解及び協力を得るように努めること。

(3) 聴取内容の誤記載の防止並びに提供を受けた行方不明者本人に直接関係する資料及び血縁関係者から採取した資料の保管及び管理について万全を期すこと。

（一般部隊に係る平素の措置）

第15条 本部長は、平素において、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 大規模災害発生時において、情報収集や広報活動を円滑に実施するため、県、市町村等の関係機関との間で連絡窓口を設定しておくなど、連携構築に向けた取組を推進すること。

(2) 一般部隊の隊員及び欠員の補充要員並びにこれらの候補者に対し、通信機材の取扱い等専門的かつ実戦的な教養及び訓練を計画的に実施し、隊員間の融和並びに隊員の士気及び練度の向上に努めること。

(3) いかなる災害の発生に際しても、一般部隊が当該災害への対応に必要な装備資機材を伴って迅速に被災地等に赴くことができるよう、車両等の装備資機材を常に良好に整備し、及び管理しておくこと。

第4章 広報

（積極的な広報）

第16条 各隊は、被災者の安心感等を醸成するため、被災地警察、派遣元所属等と連携し、当該部隊の活動内容等が十分に周知されるよう、被災者その他の関係者のプライバシーに配慮しつつ、現場や派遣前後における取材対応、報道機関を含む様々な媒体を通じた情報発信に向けた記録等の広報活動を積極的に行うものとする。

2 各隊は、被災地等における交通状況については、被災地等の住民のみならず、被災地等への物流に欠かせない情報であることを念頭に、被災地警察等と連携し、通行止めや迂回措置等の交通規制の実施状況、道路陥没等の危険箇所の状況等が十分に周知されるよう、積極的な広報活動に努めるものとする。

第5章 雑則

（庶務）

第17条 災害派遣隊の庶務は、広域緊急援助隊（警備部隊に限る。）、広域警察航空隊、緊急災害警備隊及び特別警備部隊に係るものについては警備第二課、広域緊急援助隊（交通部隊に限る。）及び特別交通部隊に係るものについては交通指導課、広域緊急援助隊（刑事部隊に限る。）に係るものについては捜査第一課、特別犯罪抑止部隊及び被災者支援部隊に係るものについては生活安全企画課、特別自動車警ら部隊に係るものについては地域課、特別機動捜査部隊に係るものについては機動捜査隊、身元確認支援部隊に係るものについては鑑識課、支援対策部隊に係るものについては警務課において処理するものとする。

（備付簿冊）

第18条 各部隊は、災害派遣隊の運用状況を明らかにするため、災害派遣隊活動記録（別記様式）をそれぞれ備え付けておくものとする。

（補則）

第19条 この訓令に定めるもののほか、災害派遣隊の各部隊の編成及び運用上の具体的留意事項その他細目的事項については、別に定める。

附 則

この訓令は、平成24年11月20日から施行する。

附 則（平成29年8月1日県警察本部訓令第15号抄）

（施行期日）

1 この訓令は、平成29年8月1日から施行する。

附 則（平成31年2月28日県警察本部訓令第5号抄）

（施行期日）

1 この訓令は、平成31年3月15日から施行する。

附 則（令和2年3月5日県警察本部訓令第3号抄）

（施行期日）

1 この訓令は、令和2年3月19日から施行する。

附 則（令和4年9月8日県警察本部訓令第13号抄）

（施行期日）

1 この訓令は、令和4年9月8日から施行する。

附 則（令和6年12月27日県警察本部訓令第22号抄）

（施行期日）

1 この訓令は、令和6年12月27日から施行する。

別表・様式（略）